（サイバー攻撃対策室）

第四十七条　［略］

2　サイバー攻撃対策室においては、令第三十七条第六号及び第七号に掲げる事務をつかさどる。

［3・4　略］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

（外事技術調査室）

第四十九条　［略］

2　外事技術調査室においては、令第三十九条に掲げる事務のうち技術的事項に係るものの調査及び企画に関する事務をつかさどる。

［3・4　略］

（外事情報調整室）

第五十条　［略］

2　外事情報調整室においては、令第三十九条第一号に掲げる事務のうち国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関する事務をつかさどる。

［3・4　略］

（サイバー攻撃対策室）

第四十七条　［同上］

2　サイバー攻撃対策室においては、令第三十七条第七号及び第八号に掲げる事務をつかさどる。

［3・4　同上］

（災害対策室）

第四十九条　警備局警備課に、災害対策室を置く。

2　災害対策室においては、令第三十九条第一号、第二号及び第五号から第七号までに掲げる事務のうち災害警備その他災害対策に関する事務（原子力災害警備その他原子力災害対策に関するもの及び東京オリンピック・パラリンピック警備対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　災害対策室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、災害対策室の事務を掌理する。

（東京オリンピック・パラリンピック警備対策室）

第五十条　警備局警備課に、東京オリンピック・パラリンピック警備対策室を置く。

2　東京オリンピック・パラリンピック警備対策室においては、令第三十九条第一号、第二号、第五号及び第七号から第九号までに掲げる事務のうち大会に関する事務をつかさどる。

3　東京オリンピック・パラリンピック警備対策室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、東京オリンピック・パラリンピック警備対策室の事務を掌理する。

（警衛室）

第五十一条　警備局警備課に、警衛室を置く。

2　警衛室においては、令第三十九条第八号に掲げる事務（東京オリンピック・パラリンピック警備対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　警衛室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、警衛室の事務を掌理する。

（警護室）

第五十二条　警備局警備課に、警護室を置く。

2　警護室においては、令第三十九条第九号に掲げる事務（東京オリンピック・パラリンピック警備対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　警護室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、警護室の事務を掌理する。

（外事技術調査室）

第五十三条　［同上］

2　外事技術調査室においては、令第四十条に掲げる事務のうち技術的事項に係るものの調査及び企画に関する事務をつかさどる。

［3・4　同上］

（外事情報調整室）

第五十四条　［同上］

2　外事情報調整室においては、令第四十条第一号に掲げる事務のうち国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関する事務をつかさどる。

［3・4　同上］